

申告などができる具体例

**Q 1 : 土地登記簿の面積よりも
現地の面積が大きいと思うのだが**

A 1 : ご自身で実測した地積を申請することが可能です。

⇒ 詳しくは**3ページ**をご覧ください。

Q 2 : 借地しているのだが

A 2 : 借地権の申告をすることが可能です。

Q 3 : 相続した土地があるのだが

A 3 : 土地登記簿の名義を変更していない場合、相続の届出が必要です。

Q 4 : 土地を売買したのだが

A 4 : 所有権等の名義の変更がある場合、移転届けを出してください。

Q 5 : 住所が変わったのだが

A 5 : 住所（氏名）に変更がある場合、変更届けを出してください。

⇒ 詳しくは**4、5ページ**をご覧ください。

Q 6 : 建物を新しく建てたい（建て替えたい）のだが

A 6 : 施行区域内の建築行為等には施行者の許可が必要です。

Q 7 : 増築やリフォームをしたいのだが

A 7 : 施行区域内の建築行為等の内容によっては施行者の許可が必要です。

⇒ 詳しくは**6ページ**をご覧ください。